

職業紹介優良事業者行動指針

本行動指針は、職業紹介優良事業者認定制度において、優良事業者として求められる行動の基準を定めたものであり、優良事業者としての認定を受けようとする事業者は、本行動指針に沿った事業運営を行うものとする。

1 経営の基本姿勢

- (1) 人材紹介事業の公共性を自覚し、その社会的使命に基づく経営を行う。
- (2) 求人者、求職者の視点に立った経営を行う。
- (3) 業務の適正運営とサービス向上を常に心がけ、人材紹介事業の信頼性を高める経営を行う。
- (4) 従業員の資質やモラルが特に重要であることを認識して、従業員の教育研修を充実すると共に、労働環境、福利厚生の上昇に努める。

2 コンプライアンス（法令遵守）

- (1) 人材紹介事業の社会的責任の重要性を自覚し、法令遵守を徹底する。
- (2) 商業倫理、社会通念、国際慣行等にも配慮し、社会的良識に基づいた事業運営を行う。

3 情報開示

法令で定めるもの以外についても、積極的に情報開示を行い、透明性の高い事業運営を行う。

4 社会貢献

- (1) 人材紹介事業の特性を活かして、円滑な労働移動に寄与し、ひいては我が国経済の発展に貢献する。
- (2) 求人者等の需要に柔軟に対応して、人材採用、再就職支援等を通じて、その円滑な企業経営に寄与する。
- (3) 求職者の要望に応じて、民間企業の特性を活かした就業支援を行うことにより、働く者の生活向上に寄与する。

5 人権・人格の尊重

人にかかわる業務であり、常に人権尊重の精神で事業運営を行う。

6 個人情報と求人者情報の管理

- (1) 人材紹介事業における個人情報と求人者情報の保護の重要性を自覚して、その収集、保管を行い使用する。
- (2) 情報漏えいの内外にもたらす影響の重要性を認識して、防止策を講じるなどの事業運営を行う。

7 公正競争

自由にして公正な競争が人材紹介事業の発展につながることを認識して、競争原理に基づいた事業運営を行う。